



県章

山形県公報

令和8年9月18日(金)

第739号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……937

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……938
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……939
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……940
○生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……941
○土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
○土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
○土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……942
○農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……943
○公共測量の実施の通知……………(県土整備企画課) ……同
○同……………(同) ……944
○同……………(同) ……同
○同……………(同) ……同
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

選挙管理委員会関係

告示

○政治団体の設立……………945
○政治団体の届出事項の異動……………同
○政治団体の解散……………947
○資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

公告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
○同……………(同) ……948
○同……………(同) ……949
○同……………(同) ……同

正誤

規則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第201条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

告 示

山形県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
医療法人財団明理会 山形ロイヤル訪問看護ステーション	東根市大森二丁目3番6号	令和 5. 6. 1
星 川 内 科 ク リ ニ ッ ク	天童市芳賀タウン南三丁目7番1号	令和 8. 6. 1
は る か ぜ 薬 局	鶴岡市のぞみ町5番21号	同 7. 1
た な か ク リ ニ ッ ク	酒田市駅東二丁目6番地の11	同 8. 1
クスリのアオキ米沢林泉寺薬局	米沢市林泉寺二丁目2番83号	同
ウエルシア薬局鶴岡日出店	鶴岡市日出一丁目28番13号	同
クスリのアオキ酒田薬局	酒田市日の出町一丁目1番地の8	同

山形県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
医療法人社団明山会 山形ロイヤル訪問看護ステーション	東根市大森二丁目3番6号	令和 5. 5. 31
星 川 内 科 ク リ ニ ッ ク	天童市芳賀タウン南三丁目7番1号	令和 8. 5. 31
は る か ぜ 薬 局	鶴岡市のぞみ町5番21号	同 6. 30

山形県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

蓬仙園短期入所生活介護事業所
上山市金谷字藤木2401番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
上山市高野字下小屋176番地 1	上山市金谷字藤木2401番地	令和 4. 10. 1

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

特別養護老人ホーム蓬仙園
上山市金谷字藤木2401番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
上山市高野字下小屋176番地 1	上山市金谷字藤木2401番地	令和 4. 10. 1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ハイマート福原在宅介護支援センター
尾花沢市大字野黒沢554番地の35

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
尾花沢市大字野黒沢554番地の29	尾花沢市大字野黒沢554番地の35	令和 8. 4. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

さがえ西村山農業協同組合
寒河江市本町一丁目 9 番28号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
寒河江市大字寒河江久保2番地	寒河江市本町一丁目9番28号	令和 8. 6. 1

山形県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
青木皮膚科医院	訪問看護 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	酒田市ゆたか二丁目1番地の11	令和 8. 3. 28
上田診療所	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	酒田市上野曽根上中割73番地	同 3. 31
原田医院	訪問看護 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導	上山市石崎二丁目1番8号	同

居宅介護支援事業所はらだ	居 宅 介 護 支 援	上山市石崎二丁目 1 番 34 号	同
菅原医院	訪 問 看 護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導	東田川郡庄内町余目字町 265	同
大沼歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	西村山郡西川町海味字太郎 653	同 4. 30
中村内科胃腸科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市新海町 14 番 20 号	同 5. 31
株式会社多田木工製作所ホームバリュー本店	福 祉 用 具 貸 与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	天童市糠塚二丁目 1 番 1 号	同 7. 31

山形県告示第 683 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
志 賀 真 由 美	レイス治療院 レイス治療院 米沢	東置賜郡高畠町大字福沢 551－1	令和 8. 7. 21

山形県告示第 684 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
西川町土地改良区
- 事務所の所在地
西村山郡西川町大字海味 1343 番 4
- 認可年月日
令和 8 年 9 月 9 日

山形県告示第 685 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	青 木 兵 右 エ 門	長井市平山1208番地
同	飯 澤 一 雄	同 寺泉980番地の3
同	佐 藤 政 市	西置賜郡飯豊町大字中56番地
同	勝 見 直 喜	長井市川原沢794番地
同	横 山 金 満	同 時庭1557番地
同	飯 澤 和 郎	同 成田1473番地
同	桐 生 芳 弘	同 九野本1840番地
同	大 河 原 文 幸	同 勸進代236番地
同	青 木 久 美 子	同 平山1835番地
監 事	後 藤 直 樹	西置賜郡飯豊町大字萩生1962番地
同	色 摩 善 弘	長井市五十川841番地の2

山形県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	青 木 兵 右 エ 門	長井市平山1208番地
同	飯 澤 和 郎	同 成田1473番地
同	横 山 金 満	同 時庭1557番地
同	勝 見 直 喜	同 川原沢794番地
同	大 河 原 文 幸	同 勸進代236番地
同	寺 嶋 嘉 春	同 寺泉6718番地
同	桐 生 芳 弘	同 九野本1840番地
同	青 木 久 美 子	同 平山1835番地

同	後藤直樹	西置賜郡飯豊町大字萩生1962番地
監事	色摩善弘	長井市五十川841番地の2
同	長岡孝	西置賜郡飯豊町大字中878番地・879番地

山形県告示第687号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を受ける土地の所在する市町村	所有権の移転をする者の数	所有権の移転を受ける者の数	所有権の移転を受ける土地
天童市	1者	1者	天童市大字寺津字烏田3155番ほか1筆
東根市	1者	1者	東根市大字野田字家の下896番
戸沢村	2者	2者	最上郡戸沢村大字蔵岡字下悪戸3804番1ほか6筆
米沢市	1者	1者	米沢市窪田町矢野目字太郎兵衛3497番ほか5筆
長井市	1者	1者	長井市五十川字袋5969番
白鷹町	2者	2者	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字小祠2337番ほか1筆
三川町	2者	2者	東田川郡三川町大字横川字家岸445番1ほか5筆
遊佐町	1者	1者	飽海郡遊佐町増穂字大谷地田19番ほか3筆

2 認可年月日

令和8年9月7日

山形県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

1 公共測量を実施する地域

上山市の一部

2 公共測量を実施する期間

令和8年6月30日から令和9年2月26日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第689号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡白鷹町大字十王地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和8年9月1日から令和9年3月5日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量及びレベル等による水準測量）
-

山形県告示第690号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
上山市仙石地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和8年9月10日から令和9年3月26日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）
-

山形県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東村山郡中山町の一部
 - 2 公共測量を実施する期間
令和8年9月1日から令和9年3月15日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（地形測量及び写真測量）
-

山形県告示第692号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中	農林中央金庫 山形支店	山形市七日町三丁目 1 番 16 号	〃	県庁支店	を
	山形県漁業協同組合 本所	酒田市船場町二丁目 2 番 1 号	〃	酒田支店	
	〃	由良支所	鶴岡市由良一丁目 4 番 53 号	〃	
	〃	念珠関支所	〃	鼠ヶ関乙 41 番地 の 6	

農林中央金庫 山形支店	山形市七日町三丁目 1 番 16 号	〃	県庁支店	に改める。
----------------	-----------------------	---	------	-------

附 則
この規程は、令和 8 年 9 月 30 日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第 61 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

政党の支部のうち法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
中道改革連合山形 県第 3 区総支部	落 合 拓 磨	佐 藤 美 穂	酒田市東中の口町 2－3	衆議院議員	令和 8. 1. 22

山形県選挙管理委員会告示第 62 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和 8 年 9 月 18 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党山形県第3区総支部	佐 藤 寿	代表者の氏名	佐 藤 寿	落 合 拓 磨	令和 8. 1.20
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
自由民主党寒河江支部	榎 津 博 士	主たる事務所の所在地	寒河江市元町3-3-3 大和ビル2F	寒河江市大字西根字長面156-1	同 3.22
		代表者の氏名	榎 津 博 士	阿 部 清	
自由民主党尾花沢市支部	菅 野 修 一	代表者の氏名	菅 野 修 一	大 類 好 彦	同 3.30
中道改革連合山形県第1区総支部	原 田 和 広	主たる事務所の所在地	山形市松波4丁目8-13	山形市落合町826-1	同 4. 1
		会計責任者の氏名	大 泉 正 宏	松 本 美 治	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
北村山地区医師連盟	高 橋 則 好	主たる事務所の所在地	村山市楯岡五日町8番38号	村山市楯岡十日町2番15号	令和 7. 6. 1
近藤洋介後援会	齋 藤 榮 助	主たる事務所の所在地	米沢市舘山1-1-137-36	米沢市鍛冶町4545	同 12.25
加藤かつのぶを支援する会	阿 部 清 次	代表者の氏名	阿 部 清 次	八 木 徳 郎	同 8. 2.26
高橋しげたか後援会	高 橋 卯 任	会計責任者の氏名	村 川 明 裕	村 川 弘 安	同 3.30
えんどう吉久後援会	鈴 木 伝 弥	会計責任者の氏名	遠 藤 吉 久	今 野 守	同 4. 1
加藤鮎子酒田飽海地区後援会	前 田 直 之	主たる事務所の所在地	酒田市松原南24-2	酒田市亀ヶ崎3丁目7番7号	同
日本薬業政治連盟山形県支部	斉 藤 瑞 穂	代表者の氏名	斉 藤 瑞 穂	松 浦 光 輝	同
もがみ優和会	奥 山 茂 智	代表者の氏名	奥 山 茂 智	結 城 福 治	同
志田徳久後援会	志 田 敏 朗	代表者の氏名	志 田 敏 朗	佐 藤 一 也	同 4.14
		会計責任者の氏名	黒 沼 か お る	志 田 栄 一	
小野一晴後援会	高 橋 文 雄	代表者の氏名	高 橋 文 雄	小 野 茂	同 4.21

上野ゆきみ後援会	齋藤吉昭	代表者の氏名	齋藤吉昭	上野幸生	同 4.23
		会計責任者の氏名	渡會いく	上野浩一	

山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年9月18日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
芳賀道也高畠町後援会	木村雅博	令和8.1.18
比嘉なつみ山形県後援会	土門宏樹	令和8.3.27
五十嵐けいいち後援会	遠藤光弥	令和8.3.31
飯豊鷹山会	鈴木敏夫	令和8.4.17
鈴木としお後援会	船山文利	令和8.4.17

山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年9月18日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鈴木敏夫	飯豊鷹山会	令和8.4.17

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和9年1月18日まで縦覧に供する。

令和8年9月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル山形下条町店

山形市下条町二丁目4番3 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和8年8月31日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和9年1月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和9年1月18日まで縦覧に供する。

令和8年9月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オリックス貸店舗
山形市南三番町6番5

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり
(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和8年8月31日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和9年1月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び鶴岡市役所において令和 9 年 1 月 18 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡市上畑町商業施設

鶴岡市上畑町 3 番 2 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 8 年 8 月 31 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 9 年 1 月 18 日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和 9 年 1 月 18 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 18 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール三川

東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番 1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和 8 年 9 月 2 日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 9 年 1 月 18 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 8. 7. 31	第725号	784	20	個人情報	個人情報等
同	同	同	24	第45条第 8 項中	第45条第 7 項中